

公益財団法人キーエンス財団
評議員及び役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人キーエンス財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む。）、手数料等の経費をいう。報酬とは、明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、評議員及び役員の職務遂行の対価として報酬を支給する。

- 2 評議員には、定款第13条に定める金額の範囲内で、定額の報酬を支払うものとする。
- 3 役員に対し、定額の報酬を支払うものとする。
- 4 この法人は、評議員及び役員に対し賞与及び退職手当は支給しない。
- 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、評議員及び役員は次条に定める報酬を辞退することができる。

(報酬額の支給基準)

第4条 評議員に対する報酬額は、1人当たり年額10万円（源泉徴収税額控除前の額）とする。

- 2 役員に対する報酬額は、1人当たり年額15万円（源泉徴収税額控除前の額）とする。

(報酬の支給方法)

- 第5条 評議員及び役員の報酬は、選任日を起算日とする年額とし、原則として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する定時評議員会の日の翌月25日に支給する。ただし評議員及び役員が、定時評議員会の開催前に辞任したときは、辞任日の翌月25日に支給する。
- 2 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に一括して振り込むものとする。ただし、25日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。
 - 3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(遺族の範囲及び支給順位)

- 第6条 評議員又は役員が死亡により退任したときは、本人が受け取るべき報酬等は、評議員又は役員の死亡当時その者と生計を一にしていた遺族に支給する。
- 2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、労働基準法施行規則第42条から第44条までに定めるところによる。

(評議員会及び理事会の開催にかかる交通費)

- 第7条 評議員会及び理事会の開催に係る交通費については、実費を支給する。
- 2 前項の交通費は、評議員会又は理事会の開催日の翌月25日に第5条第2項と同様の口座に振り込むものとする。ただし、25日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支給する。

(費用)

- 第8条 この法人は、評議員及び役員がその職務の遂行に当たって支出し、又は負担した費用については、これを請求のあった日からその翌月25日までに現金もしくは振込みにて支払うものとする。なお、振込みの場合は、第5条第2項と同様の口座に振り込むこととする。ただし、25日が金融機関等の休業日である場合は、その前営業日に支払う。

(公表)

- 第9条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2018年7月21日から施行し、2018年6月20日から適用する。